

発議第2号

伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成25年2月22日提出

提出者 伊賀市議会議員

中谷 一彦

西澤 民郎

森 正敏

空森 栄幸

安本美栄子

森永 勝二

記

伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例（平成16年伊賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第14項及び第15項」を「第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「当該各半期」を「当該半期」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

第3条第3項中「除名又は死亡」を「除名若しくは死亡又は議会の解散」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項中「年度」を「一半期」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条を第10条とする。

第7条の見出し中「保存」の次に「及び閲覧」を加え、同条中「第5条」を「第6条」に、「当該報告書が提出された日の翌日」を「当該政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第8条とする。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書に記載されている情報のうち、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号の非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第9条 議長は第6条の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第6条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「議員に対し、一会計年度において交付した政務調査費の総額から当該議員が当該会計年度において支出した経費の総額」を「政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条の規定に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」に、「相当する政務調査費」を「相当する額の政務活動費」に改め、同条第2項中「第4条に規定する使途基準」を「第5条の規定」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項を削り、同条を第7条とする。

第5条中「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付」に改め、「当該政務調査費」を「様式第1号及び様式第2号により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して当該政務活動費」に改め、「報告書」の次に「(以下「収支報告書」という。)」を加え、「領収書等の証拠書類の写しを添付したうえで」を削り、同条に次の2項を加え、同条を第6条とする。

- 2 前項の収支報告書は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず

ず、議員の職を失った日から 30 日以内に収支報告書を提出しなければならない。

第 4 条を次のように改める。

(議員の職を失った場合の政務活動費の返還)

第 4 条 政務活動費の交付を受けた議員が、半期の途中において議員の職を失ったときは、議員の職を失った日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 5 条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条関係）

支出できる経費

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴

	取、住民相談等の活動に要する経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する者を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別表の次に次の2様式を加える。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

伊賀市議会議長

様

議員名

印

年度政務活動費収支報告について

伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第2号 (第6条関係)

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入

政務活動費_____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費		
事務所費		
合 計		

3 残 額_____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。